平成３０年（フ）第９８号
愛知県豊川市大木町新町通316番地２　ストロベリーハウスⅡ202号
債務者　林　　佳子
1　決定年月日時　平成30年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月23日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成３０年（フ）第１０４号
北海道旭川市末広５条４丁目６番15号
債務者　石橋寿寿子（旧姓大場）
1　決定年月日時　平成30年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月８日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１２０号
北海道旭川市神居１条13丁目３番11号
債務者　上田　恵美
1　決定年月日時　平成30年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月29日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１２１号
北海道旭川市神居９条５丁目１番11号
債務者　花輪　輝幸
1　決定年月日時　平成30年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月８日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１２２号
北海道旭川市忠和５条４丁目10番２号　コットンハウス８　106号
債務者　千葉千鶴子
1　決定年月日時　平成30年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月29日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１２７号
北海道旭川市８条通19丁目120番地の57　ＬＧＭマンション302号室
債務者　高橋　靖之
1　決定年月日時　平成30年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月29日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１２９号
北海道旭川市５条通13丁目1225番地の１
債務者　関　　大輔
1　決定年月日時　平成30年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月29日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１９５３号
大阪府豊能郡豊能町希望ケ丘２丁目29番地の３
債務者　藤倉由紀子
1　決定年月日時　平成30年６月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２０８４号
大阪市天王寺区上本町５丁目７番25―203号
債務者　三浦　里枝（旧姓竹内）
1　決定年月日時　平成30年６月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２１８７号
大阪市鶴見区鶴見４－２－５　サニーハイツ川端105、住民票上の住所堺市中区福田571番地１　メゾンドール北野田208号
債務者　野坂　　航
1　決定年月日時　平成30年６月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第３１号
長崎県南島原市南有馬町乙1769番地６
債務者　竹下　博志
1　決定年月日時　平成30年６月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月27日午前10時15分
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成３０年（フ）第９７８号
横浜市神奈川区子安通３丁目368番地３　ライオンズマンション新子安第２・503号
債務者　龍　　信子
1　決定年月日時　平成30年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１１７４号
横浜市旭区上白根町795番地　市営ひかりが丘住宅10街区３棟102号
債務者　矢田　秀雄
1　決定年月日時　平成30年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２８年（フ）第１５７号
盛岡市浅岸２丁目22番30号　アイリス長岡Ｆ101号、申立時の住所盛岡市東中野字日蔭山10番地
破産者　堀江　浩之
1　主文　当裁判所が平成30年５月７日になした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき「盛岡市東中野字日蔭山10番地」とあるを「盛岡市浅岸２丁目22番30号　アイリス長岡Ｆ101号、申立時の住所盛岡市東中野字日蔭山10番地」と更正する。
2　決定年月日　平成30年６月４日
盛岡地方裁判所第２民事部

破産手続廃止

平成３０年（フ）第２３号
千葉県木更津市祇園１丁目26番16号祇園コーポ106
破産者　スイフトネットワーク株式会社
1　決定年月日　平成30年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部